

# 新たなオンライン利用計画とe-Gov電子申請の概要

平成24年1月24日

総務省 行政管理局 行政情報システム企画課

## これまでのオンライン利用の促進に関する取組のあらまし

### ■ e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」とした。

### ● オンライン利用拡大行動計画（旧計画）（平成20年9月 | T戦略本部決定）

- ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続（重点手続：全申請件数の76.5%をカバー）に重点化し、新たな利用目標（平成25年度末72%以上）を定め、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ② 利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

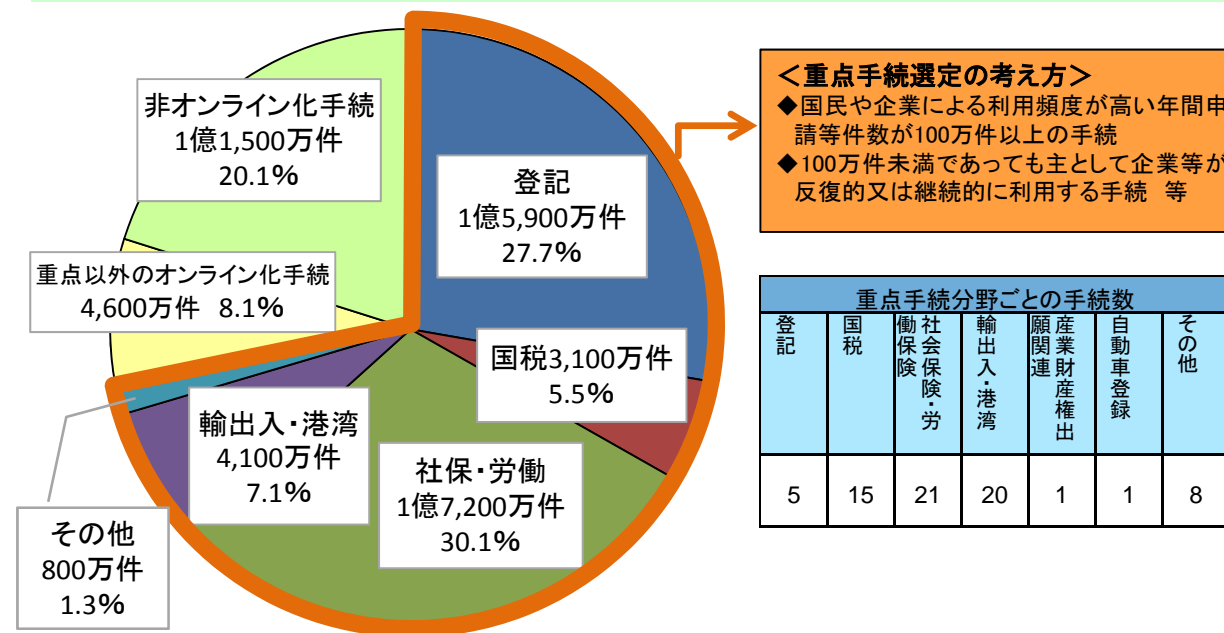


### ■ 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 | T戦略本部決定）

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

### ● 新たなオンライン利用に関する計画（新計画）（平成23年8月3日 | T戦略本部決定）

- ① オンライン利用の範囲の更なる見直し、②重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善（共通的な取組方針の策定）、③重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【平成23年度～25年度】



(注) 申請等件数は平成21年度実績による。

#### 【新計画の主な取組事項】

##### I オンライン利用の範囲の更なる見直し

現在オンライン利用が可能な約7,500手続について、費用対効果等を検証し、オンライン利用の継続・停止を判断（一定期間申請がない又は申請がほとんどない手続については、オンラインの利用を停止など）

##### II サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善（共通的な取組方針）

手続の必要性の見直し、手続に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、本人確認方法に係る見直し、バックオフィス業務の見直し、経済的インセンティブの向上等、重点手続について、更なる改善に向けた取組の実施

##### III 業務プロセス改革の推進

重点手続を対象に、利用者の利便性向上、行政運営の効率化を実現するため、成果指標と具体的な取組事項等を盛り込んだ業務プロセス改革計画を各府省が策定し、改革を着実に推進

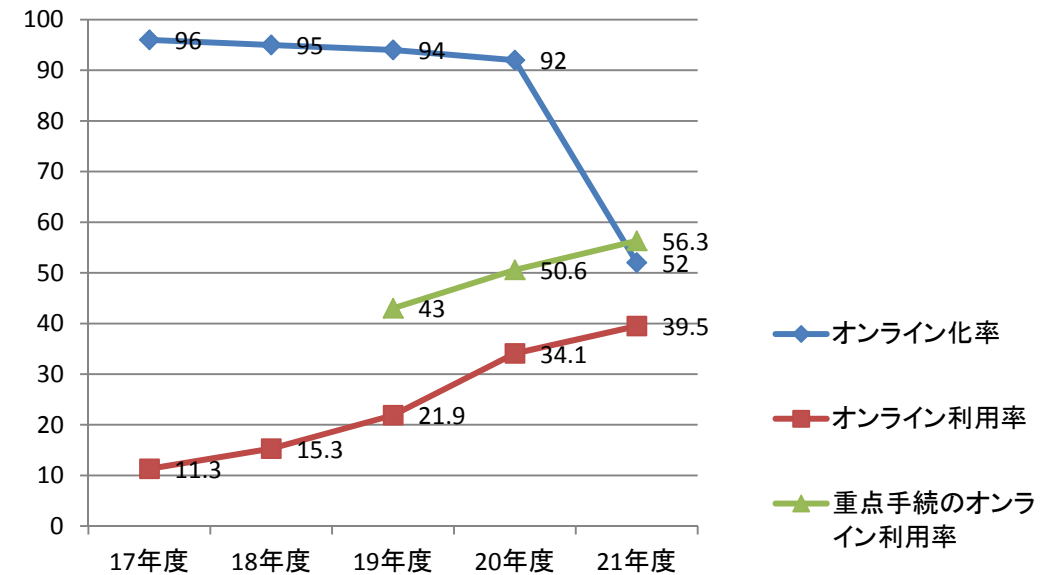
# オンライン利用の現状

## ◆ 国の行政手続のオンライン化率

行政手続の中で、オンラインでの利用が可能な手続の割合(オンライン化率)は、平成20年度までは90%台で推移してきたが、旧計画における「メリハリの効いた対応」等に基づき、利用が低調で今後も改善の見込みがないシステムの運用を停止した結果、21年度は、52%(14,452手続中7,584手続がオンライン利用可能)と低下

## ◆ 21年度のオンライン利用状況

- 国の行政手続のオンライン利用率は、71重点手続については、56.3%
- オンライン申請が可能となっている手続(7,584手続)の申請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合は、39.5%



《重点手続の主な分野別の利用状況等》

重点手続分野	19年度実績値	20年度実績値	21年度		25年度目標値
			実績値	計画値	
重点手続分野(71手続)	43%	50.6%	56.3%	49.7%	72%
登記(5手続)	34%	47.2%	54.8%	42%	71%
輸出入・港湾(20手続)	91%	92.4%	93.0%	92%	93%
国税(15手続)	23%	36.6%	45.4%	40%	65%
社会保険・労働保険(21手続)	42%	45.6%	50.3%	47%	70%
産業財産権出願関連(1手続)	92%	92.6%	93.0%	92%	93%
自動車登録(1手続)	54%	54.3%	57.4%	56%	60%

(注)実績値、計画値、25年度目標値は、旧計画ベースの数値である。

《改善措置の例》

- 添付書類の削減  
→確定申告の領収書等の添付が不要に(3年間の保管義務へ)
- 本人確認の簡素化  
→税理士、社会保険労務士等代理人申請時において本人の電子署名が不要に
- オンライン利用に関するインセンティブの向上  
→(不動産及び商業・法人)登記事項証明700円→570円(送付請求)  
→確定申告で4,000円(23年申告分)3,000円(24年申告分)税額控除  
登記申請の登録免許税の軽減(～H24.3.31)4,000円、(～H25.3.31)3,000円を限度)
- 申請システムの使い勝手の向上  
→利用者の声を反映した申請画面の簡易化、企業等が作成した申請書等データをシステムの窓口から一括して送信可能とする機能の追加

## 新計画の概要

旧計画（オンライン利用拡大行動計画）に代わる計画として、平成23～25年度を計画期間とするオンライン利用に係る取組を推進する。（計画本文は、[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803\\_online.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_online.pdf)を参照願います。）

### I オンライン利用の範囲の更なる見直し

- 現在オンライン利用が可能な約7,500手続について、費用対効果等の検討を実施する。
- 費用対効果が見込めない手続については、原則としてオンライン利用を停止。 継続が必要な個別事由がある場合には、電子行政タスクフォース等にて客観的な評価を実施する。
- 重点手続は基本的にオンライン利用継続とするが、業務プロセス改革を行い、費用対効果の向上について検討する。

### II サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善、共通的な取組方針の策定

- 重点手続については、更なる改善、普及に向けた取組を実施する。
- 共通的な取組方針として、以下を始めとする9つの事項を提示。 →詳細は次ページ参照  
手続の必要性の見直し、手続に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、本人確認方法に係る見直し、バックオフィス業務の見直し、経済的インセンティブの向上等

### III 業務プロセス改革の推進

- 重点手続を対象に、オンライン利用率だけでなく、利用者の利便性や行政運営の効率化等の成果指標を設定する。
- 制度全体を視野に入れ、手続に係る関係者の作業フローを把握・分析しつつ「業務プロセス改革計画」を各府省にて策定する。
- 「業務プロセス改革計画」は、電子行政タスクフォースでのヒアリング、企画委員会での審議を経て、年内を目途に決定・公表する。

## 新計画の概要: II オンライン利用改善に向けた共通的な取組方針

共通的な取組方針	主な内容
1 手続の必要性の見直し	手続を含む制度全体を視野に入れた手続の必要性を見直し、申請等の行為の不要化、関連する手続との統合、手続を行う頻度・回数の軽減、許認可等の有効期間の延長等の検討
2 申請等に必要書類の削減・簡素化	申請書等の記載事項・様式等の簡素化、土業者の確認、自己保管等による添付書類の提出省略、バックオフィス連携による申請等行為の不要化・添付書類の削減、添付書類のオンライン提出の拡大
3 申請システムの使い勝手の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電子政府ユーザビリティガイドライン」（平成21年7月CIO連絡会議決定）を踏まえた申請画面入力の簡易化、初期設定の簡素化等システムの使い勝手の向上、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実</li> <li>災害時等申請システムの安定的な運用の確保</li> </ul>
4 オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し等	本人確認方法を含めた認証方式の再点検、土業者による代理申請時の申請者本人の電子署名の省略、各種認証サービス（商業登記に基づく電子証明書、公的個人認証サービス）の使い勝手の向上等
5 バックオフィス業務の見直し	バックオフィス業務の見直し（業務の電子化・共通化、データベースの一元化・集中化等）により、処理時間の一層の短縮化、申請者が希望する場所で証明書等が受領できるよう、また、同一の手続について、全国どこでも手続の完了までの所要時間に大きな差がなく公平なサービスが提供できるよう検討
6 アクセス手段の多様化等	窓口等でのオンライン入力補助・代行（窓口来所型）サービス等申請者支援の充実、モバイル機器、デジタルテレビ等を活用した行政サービスに対するアクセス手段の多様化の検討
7 経済的インセンティブの向上等	オンライン申請に係る手数料について、利用者に対し目に見える形でオンライン利用のメリットを明らかにすべく見直し、手数料の納付方法の更なる多様化に向けた検討、税制上の優遇措置（電子政府推進税制）の実施（24年度まで）
8 国等におけるオンライン利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（各府省）が、自ら率先してオンラインを利用するとともに、国が電子的に発行した証明書等についても積極的に受入れ</li> <li>地方公共団体におけるオンライン利用に係る基盤の整備（地方税ポータルシステムの更なる普及拡大等）</li> </ul>
9 広報・普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的・効果的なオンライン利用に関する広報、普及・啓発（窓口等におけるオンライン利用の勧奨、各種団体と連携した講習会、説明会の実施、電子政府推進員を通じた普及啓発等）</li> <li>企業等におけるオンライン利用の普及に向けた取組（国が電子的に発行した証明書等の受入れ促進、オンライン利用促進に向けた意見交換の実施、申請データのフォーマット公開等企業の使い勝手の向上促進等）</li> </ul>

# 新計画の概要:重点71手続一覧

## 1 登記 (計5手続)

- ・不動産登記の申請
- ・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・商業登記 (株式会社) の申請
- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

## 2 輸出入・港湾 (計20手続)

- ・乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請
- ・船舶の長による乗員名簿の提出等
- ・輸入 (納税) 申告 (輸入許可前引取り承認申請を含む。)
- ・輸出申告
- ・貨物の積卸しについての書類の呈示
- ・保税運送 (包括) 承認
- ・外国貨物仮陸揚の届出
- ・出港届の提出 (許可)
- ・内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請
- ・開庁時間外における貨物の積卸しの届出
- ・積卸コンテナ一覧表の提出
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出 (外国貿易機)
- ・外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出 (外国貿易船)
- ・食品等輸入の届出
- ・指定検疫物の輸入届出
- ・輸入植物等の検査の申請
- ・入出港の届出
- ・けい留施設の共用の届出
- ・危険物積込等の許可

## 3 国税 (計15手続)

- ・国税申告手続 (所得税)
- ・国税申告手続 (消費税 (個人))
- ・国税申告手続 (酒税)
- ・不動産の使用料等の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 (及び同合計表)
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (及び同合計表)
- ・給与所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・退職所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・利子等の支払調書 (及び同合計表)
- ・納税証明書の交付請求
- ・電子申告・納税等開始 (変更等) 届出
- ・国税申告手続 (法人税)
- ・国税申告手続 (消費税 (法人))
- ・国税申告手続 (印紙税)

## 4 社会保険・労働保険 (計21手続)

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・概算保険料の延納の申請
- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続基本給付金の申請
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、
- ・船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、
- ・船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正) 届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ・健康保険被扶養者 (異動) 届、船員保険被扶養者 (異動) 届
- ・健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険 (船員) 賞与支払届
- ・厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険 (船員) 被保険者住所変更届
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 (ハガキ形式)
- ・年金受給権者現況届
- ・年金受給権者住所・支払機関変更届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
- ・国民年金保険料還付請求書
- ・国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

## 5 産業財産権出願関連手続 (1手続)

- ・産業財産権出願関連手続

## 6 自動車登録 (1手続)

- ・自動車の新車新規登録等

## 7 その他 (計8手続)

- (1) 生命保険 (計2手続)
- ・生命保険募集人登録事務
- ・生命保険募集人届出事務

- (2) 無線局 (計2手続)
- ・無線局免許申請
- ・無線局再免許申請

- (3) 採捕数量等の報告 (1手続)
- ・採捕数量等の報告

- (4) 経済産業統計 (計2手続)
- ・経済産業省生産動態統計調査の申告
- ・商業動態統計調査の申告

- (5) 特殊車両通行許可 (1手続)
- ・特殊車両通行許可申請

## ※ 重点手続

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

## 新計画の概要：Ⅲ 業務プロセス改革

### 目的

「新たなオンライン利用に関する計画」（以下「新計画」という。）に基づき、国民の視点に立って、行政手続のオンライン利用率のみならず、**オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点**を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現すること

#### 【業務プロセス改革の対象手続】

##### **重点71手続**

〔国民や企業による利用頻度が高い年間申請件数が100万件以上の手続  
〔100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等〕

重点手続分野ごとの手続数						
登記	国税	働 保 険 社 会 保 険 労	輸 出 入 ・ 港 湾	出 産 業 財 産 権 関 連	自 動 車 登 録	そ の 他
5	15	21	20	1	1	8

### 実施方法・手順

- **国民の利便性の向上、行政運営の効率化のための取組の成果指標**と目標・達成年限を設定し、当該手続を含む制度全体を視野に入れ、**手続に係る関係者の作業フロー等を把握・分析**しつつ、業務プロセス改革を推進。
- 業務プロセス改革を着実かつ計画的に実行するため、「**業務プロセス改革計画**」（以下「**改革計画**」という。）を策定する。改革計画には、①検討・推進体制、②手続・制度に関する基本的情報、③成果指標及び目標、④目標達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期を明記（おおむね平成25年度末までに実施する事項を記載）。
- 改革計画の策定に当たっては、手続・制度に関するニーズ、課題等を把握し、業務プロセス改革に的確に反映していくため、**国民の意見・要望等を聴くものとする。**

#### **成果指標の例**

- ① **国民の利便性向上に関する指標** ⇒オンライン手続遂行に要する時間やオンライン利用に係る満足度等
- ② **行政運営の効率化に関する指標** ⇒業務処理に要する行政コストや時間、業務量に関するもの等
- ③ **国民の利便性・行政運営効率化双方に関する指標** ⇒オンライン利用率、ICT活用率等

※ 業務プロセス改革実施要領（内閣官房IT担当室・総務省行政管理局）においては、5つの成果指標の設定を必須としており、具体的には、①について「オンライン手続遂行に要する時間」及び「オンライン利用に係る満足度」、②について「業務処理に要する行政コストに関するもの」及び「業務処理に要する時間や業務量に関するもの」、③について「オンライン利用率（ICT活用率での代替も可）」の設定を必須としている。

※ ICT活用率とは、磁気媒体の提出、HPでの提出書類作成サービスの利用及び行政キオスク端末その他の情報通信技術を活用して行われた申請等の割合

## 各府省における業務プロセス改革計画(案)について

### ○ 検討経緯

- ・ 新計画（平成23年8月）の基本的な考え方である「オンライン利用に関するサービスの品質向上に重点をおいた取組」を行うため、改革計画の策定までの期間が極めて短いことも踏まえて、ユーザビリティ向上の観点を中心に検討・分析を実施
- ・ 各省庁においては、検討・推進体制を整えるとともに、これまでの各士業団体やユーザーからの意見・要望の整理、アンケート調査等を行いながら、改革計画（案）を策定
- ・ 策定に当たっては、内閣官房及び総務省から各省庁に対して、改革を進めるに当たっての課題・検討項目等について、今後の道筋を可能な限り整理して盛り込むように調整を実施

### ○ 今後の取組

- ・ タスクフォース及び企画委員会での指摘等を踏まえて、各省庁は改革計画を決定・公表
- ・ 各省庁は、改革計画において平成24年度に実施することとされている事項について着実に実行するとともに、引き続きユーザーからの意見聴取や業務及び作業フローの把握・分析等を進め、毎年度、必要に応じて改革計画を改定し、更なる業務プロセス改革を推進
- ・ 内閣官房及び総務省では、取組の推進に向け、各省庁の改革計画に基づく取組の進捗管理・フォローアップその他手続所管省庁の取組の推進に資する情報提供等を行い、取組の推進を徹底



## 各府省の業務プロセス改革計画(案)に盛り込まれた主な取組事項

### 1. 手続の必要性の見直しに係る事項

#### (1) 社会保険関係手続(厚生労働省)

- ・住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、年金受給権者に係る死亡届及び住所変更届の原則省略化(平成23年7月)。今後、被保険者の住所変更届等の住基ネット活用も検討。

### 2. 申請に必要な書類の削減・簡素化に係る事項

#### (1) 食品等輸入の届出(厚生労働省)、動物検疫に係る指定検疫物の輸入届出(農林水産省)

- ・衛生証明書を電気通信回線を通じて電子的に送信できる対象国の拡大検討

### 3. 申請システムの使い勝手の向上等

#### (1) 登記関係手続(法務省)

- ・登記情報提供システムについて、サービスの利用時間を拡大(平成24年度)
- ・登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように機能改善を図る(平成24年度)。

#### (2) 国税関係手続(財務省)

- ・法定調書及び納税証明書について、e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ(Web)からの入力により作成・送信が可能(「利子等の支払い調書」を除く。)(平成24年1月)

#### (3) 雇用保険関係手続(厚生労働省)

- ・雇用保険被保険者資格喪失届について、新たに、離職票の交付を伴う同手続の電子申請を可能とした(平成23年11月)。今後、同手続の更なる利用促進を図る観点から、「雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票の申請」についても、電子申請が可能となるよう検討。

### 4. オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し

#### (1) 特殊車両通行許可申請(国土交通省)

- ・電子署名による認証をやめ、IDパスワード方式に変更(平成24年度)。

## 各府省の業務プロセス改革計画(案)に盛り込まれた主な取組事項

### 5. バックオフィス業務の見直し

#### (1) 生命保険募集人の登録・届出（金融庁）

- ・登録業務等を担当する財務局において、募集人データを検索する際、生年月日による検索を可能とするなどのシステム改善を実施予定（平成24年度）。

#### (2) 無線局免許申請、再免許申請（総務省）

- ・免許状の送付希望が多いアマチュア局について、電子申請を行う際、従来の窓口での受取、返信用封筒の送付による受取方法に加え、送料受取払い方式（返信用封筒の送付は不要）の導入を検討（平成23年度～平成25年度）。
- ・自動審査機能を拡張し、無線局登録・再登録に要する事務処理時間を短縮化（平成23年度～25年度）。

#### (3) 産業財産権出願関連手続（経済産業省）

- ・「特許庁業務・システム最適化計画」に基づくシステムの見直し（例：特許電子図書館におけるデータ提供までにかかる期間の短縮）（継続）

#### (4) 特殊車両通行許可申請（国土交通省）

- ・申請データの受付チェックの自動化（平成24年度）、申請書作成における入力機能の改善による審査チェックの効率化（平成25年度）

### 6. 経済的インセンティブ

#### (1) 自動車の新車新規登録手続（国土交通省）

- ・オンライン申請時の手数料優遇措置の方向性について検討（平成24年度）。

### 7. その他

#### (1) 無線局の免許申請、再免許申請（総務省）

- ・無線局の免許状を電子化して交付する等の方策について検討（平成23年度～25年度）。

# オンライン利用のご案内(「オンライン申請ガイドbook」抜粋) ①メリット等

オンライン申請なら

## いろいろな便利がいっぱい。

各種手続がインターネットで、  
いつでも、どこでも、安心・便利に行えます。

### オンライン申請とは

従来書面によって行っていた申請・届出をインターネットを利用して行うことです。  
オンライン申請により、行政機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットでの申請・届出や証明書の取得が可能になります。

オンラインによる各府省の申請・届出等の手続を一元的に行うことができます。

電子政府の総合窓口  
**e-Gov**

電子政府の総合窓口  
利用のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>  
(各府省のホームページからもアクセス可能です)

### オンライン申請のメリット

夜間、休日など  
24時間いつでも手続OK!  
(手続によっては、利用可能時間が異なる場合がございます。)

いつでも

どこでも

自宅やオフィス、  
遠隔地からでもOK!

メリット

時間と  
コストの節約

記入ミスや  
漏れの防止

入力チェック機能、オンラインヘルプ機能があるので記入漏れや記入誤り等のミスが防げます。また、前年度記載したものを翌年もそのまま使えるので、書き写しが不要になります。

申請・届出の用紙の入手が不要で移動時間や待ち時間がなく、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、手数料が安くなる手続もあるので事務処理時間、コストも削減!

### オンライン申請をますます便利に使いやすく

「新たなオンライン利用に関する計画」が策定(平成23年8月)され、オンライン申請をよりよいものにしていくために皆様の声を反映し、ますます便利に、使いやすいシステムに進化していきます。



## オンライン利用のご案内 ②事前準備の方法

### 事前準備をしましょう。

オンライン申請システムを利用するには、事前準備（電子証明書の取得とパソコンの環境設定）が必要です。

\*手続によっては、電子証明書を必要としない場合もございます。（詳しくは各手続のホームページでご確認ください）

主な電子証明書取得までの流れ

パソコンの環境設定

完了



## オンライン利用のご案内 ③主な申請システム(窓口)

### 申請はこちらから。

多くの方に利用されているオンライン申請システム。中でも、よく利用されている代表的なサイトをご紹介します。



#### 登記・供託オンライン申請システム http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/



- 主な対象手続
- 登記申請(不動産登記、商業・法人登記等)
  - 登記事項証明書等の交付請求(不動産登記、商業・法人登記等) etc

##### オンラインメリット

オンラインで申請を行うと、手数料等が安くなる手続があります。  
例) 不動産及び商業・法人登記事項証明書の請求の場合

窓口・郵送で請求 700円 → オンラインで請求 570円  
窓口・郵送で請求 700円 → オンラインで請求 550円

※平成24年1月10日(火)から、本システムにおいて、登記、成年後見登記及び電子公証の3手続の取扱いを開始します。なお、開月6日(金)までの間は、引き続き法務省オンライン申請システム(http://shinsai.moj.go.jp/)をご利用ください。

#### 輸出入・港湾関連情報処理システム http://www.naccs.jp/



- 主な対象手続
- 輸入(納税)申告、輸出申告
  - 貨物の積卸しについての書類の呈示 etc

##### オンラインメリット

処理時間が短縮できます。  
一度の入力で、複数の機関に同時に申請が行えるので簡単!

#### 国税 電子申告・納税システム(e-Tax) http://www.e-tax.nta.go.jp/



- 主な対象手続
- 国税申告手続(所得税、法人税等)
  - 給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)
  - 国税納付手続(すべての国税) etc

##### オンラインメリット

◆滞付申告の処理期間  
窓口・郵送 6週間程度 → オンライン 3週間程度

◆所得税の電子申告  
・源泉徴収票  
・給与所得の源泉徴収票  
→ 省略できる

#### 電子出願システム http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html



- 主な対象手続
- 産業財産権出願関連手続(特許・実用新案・意匠・商標の出願手続及び登録料の納付手続 他) etc

##### オンラインメリット

紙申請の場合(一部を除く)に必要な電子手数料が不要になります。  
◆電子手数料(1,200円+書面の枚数×700円)  
窓口・郵送 1,900円 → オンライン 0円

#### 社会保険・労働保険関係手続 http://www.e-gov.go.jp/



- 主な対象手続
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
  - 雇用保険被保険者資格取得届
  - 労働保険の年度更新 etc

##### オンラインメリット

◆会社で保有している人事・給与データを活用し、簡単にオンライン申請が可能。

◆グループ申請機能を使って、重複入力することなくまとめて申請が可能。

※平成22年1月より、労働保険適用数関係手続についてもe-Govからご利用可能となっております。

#### 自動車保有関係手続のワンストップサービス http://www.oss.mlit.go.jp/portal/



- 主な対象手続
- 自動車の新車新規登録(保管場所証明・自動車検査登録・自動車税申告等) etc

##### オンラインメリット

自動車保有するために必要な多くの手続と税・手数料の納付を、一括して行うことが可能。

従来まで 24時間  
これから 24時間  
一括に申請可能

(注) 枠で囲った部分が、e-Gov(電子政府の総合窓口)でオンライン申請を行っている手続を示す。

# e-Govで提供している主なサービス

<http://www.e-gov.go.jp/>



- :①情報提供系機能
- :②電子申請系機能
- :③利用者支援機能

**電子政府利用支援センター**  
e-Govの利用に係る利用者からの問い合わせに対応

**法令検索**  
簡単・無料で最新法令の検索が可能

**政府機関の情報**  
各府省・独立行政法人、出先機関ホームページへのリンク

**カテゴリ別の情報**  
報道資料や白書、調達情報など各府省のホームページに掲載されている情報への幅広いリンク

**e-Gov御意見箱 (政策への意見・苦情等の一元的な窓口)**  
各府省に対する意見・要望や行政相談、e-Govに関する意見を受付

## e-Gov電子申請の概要

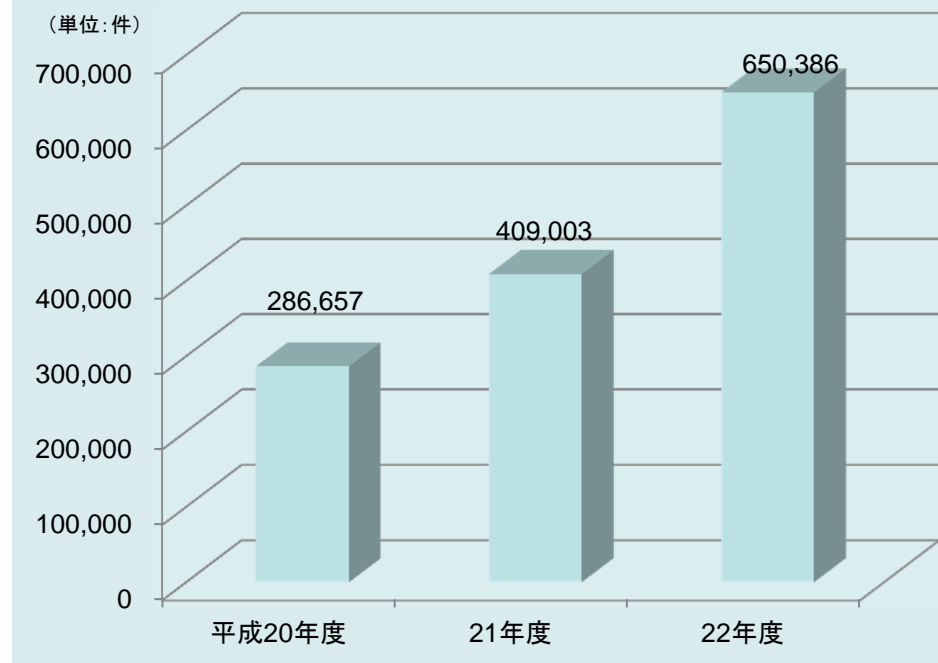
### ◆ e-Gov申請機能の概要

- e-Govは、インターネット上の窓口から、24時間365日いつでも国の行政機関に対する申請・届出等の手続を行うことができます。
- e-Govで申請・届出等を行うことができる手続は、6省庁(警察庁、金融庁、厚生労働省、国土交通省、経済産業省及び環境省)の所管に係る手続で、手続数は全部で9,459件です(平成23年11月末日現在)。
- e-Govへの年度別の申請件数は、年々増加しており、平成22年度の申請件数は約65万件です。

### ◆ e-Govで申請できる手続の例

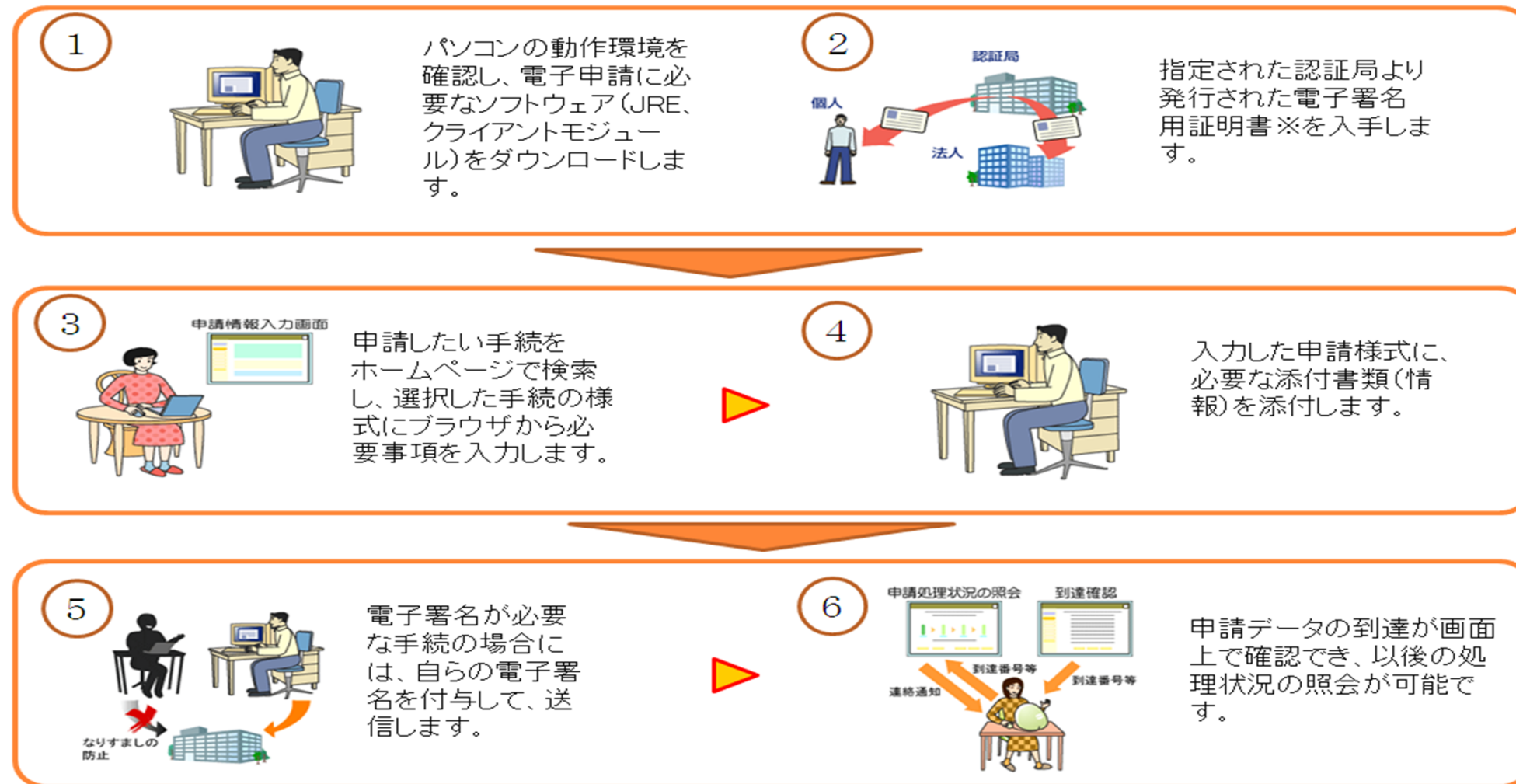
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(厚生労働省)
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(同上)
- 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届(同上)
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(同上)
- 雇用保険被保険者資格取得届(同上)
- 雇用保険被保険者資格喪失届(同上)
- 行政文書の開示請求(厚生労働省、国土交通省等各府省)
- 保険募集人の登録(金融庁)
- 特定特殊自動車の型式届(環境省)
- 電気事業者の定期報告(経済産業省)

### ◆ 年度別の申請件数



注) 本件数はe-Govへの送信件数であり、行政手続オンライン化法10条に基づく公表の件数とは異なります。

## e-Gov電子申請のおおまかな手順



### ※「電子署名用証明書」とは

「電子署名用証明書」とは、電子申請を行うために必要な証明書で、電子申請を行う方本人の確認を行い、なりすまし行為や第三者による改ざん等の不正な行為を防止するものです。「電子署名用証明書」は、対面で手続を行う際に提示又は提出を求められる「身分証明書」や「実印」などに相当するもので、申請者が個人の場合には、住民基本台帳カードに格納された「公的個人認証」等が、申請者が法人の場合には、「商業登記に基づく電子証明書」等が利用できます。



## e-Govの仕様公開について

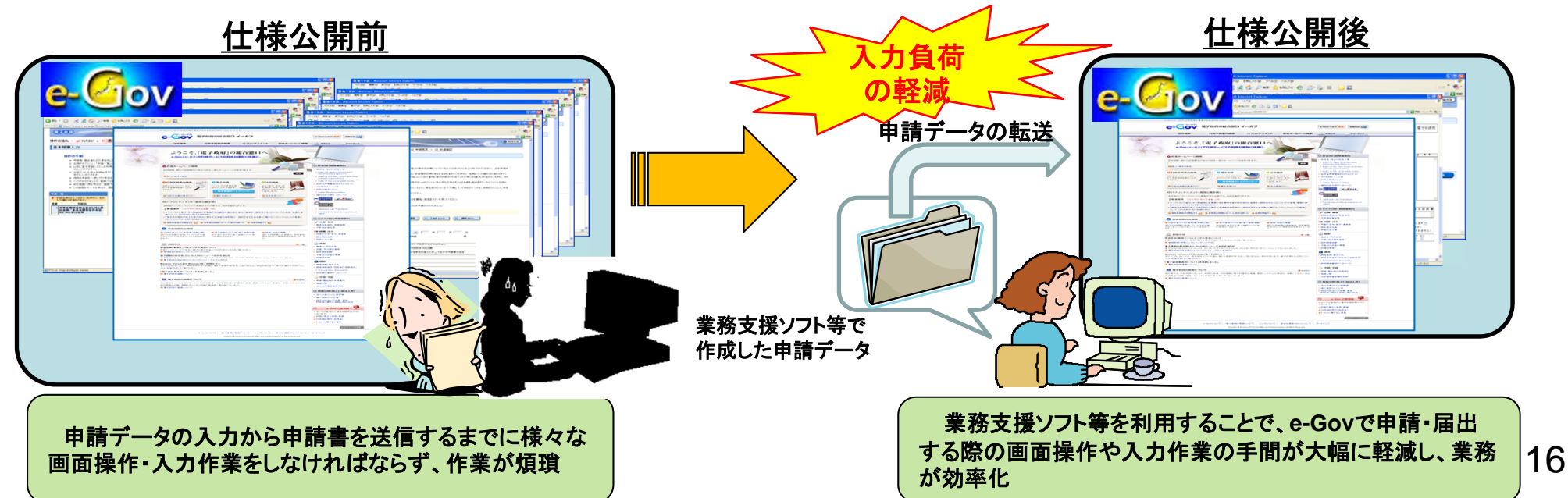
◆平成23年11月28日から、新たにe-Govの仕様公開対象手続に「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付を伴うもの)」を追加しました。

### ◆仕様公開とは

e-Govの使い勝手を向上させるための取組の一環として、e-Gov電子申請システムが受入れることができる申請データのファイル構成及び社会保険・労働保険関係手続に係る申請データの構造及び形式に関する仕様を公開するものです。

### ◆仕様公開の効果

仕様公開前のe-Gov電子申請システムでは、どんなに大量の申請届出を行う場合であっても、1件ずつブラウザの画面から申請書を入力し、1件ずつ到達確認をする必要がありましたが、一括申請機能を利用する場合には、利用するソフトウェア等の機能仕様次第で、各事業所等で既に保有されているデータを活用して、必要な申請データをまとめて作成可能となり、社会保険・労働保険関係手続を取り扱う事業所の担当者や社会保険労務士等の方々の申請届出事項入力に係る事務負担を大幅に軽減できます。



## e-Govで一括申請が可能な手続

### ○社会保険関係手続(16手続)

制度上の手続名
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（総括票を含む）（CSVのみ）
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（CSVのみ）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（CSVを含む）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（CSVを含む）
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届
健康保険被扶養者（異動）届
船員保険被扶養者（異動）届
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届（総括票を含む）（CSVのみ）
（船員）被保険者住所変更届（CSVのみ）
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届
年金手帳再交付申請書
健康保険・厚生年金保険 新規適用届
健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届
健康保険・厚生年金保険 適用事業所所在地名称変更（訂正）届

### ○労働保険適用徴収関係手続(41手続)

制度上の手続名	制度上の手続名
保険関係成立（継続）	継続事業一括認可申請（新規）
任意加入	継続事業一括認可申請（追加）
一括有期事業開始（建設の事業）	継続事業一括認可申請（取消）
一括有期事業開始（立木の伐採の事業）	指定事業の変更
保険関係成立（継続）（事務処理委託）	被一括事業の名称等変更
任意加入申請（事務処理委託）	概算保険料の申告（継続）
保険関係成立（有期）	増加概算保険料の申告（継続）
下請負人を事業主とする認可	確定保険料の申告（継続）
名称、所在地変更	確定保険料申告（建設の事業）
労働保険代理人選任・解任	確定保険料申告（立木の伐採の事業）
保険関係消滅	確定保険料申告（一人親方等団体）

### ○労働保険関係手続(16手続)

制度上の手続名
雇用保険被保険者資格取得届（連記式を含む）
雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴わないもの）（連記式を含む）
雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴うもの）
雇用保険被保険者転勤届（連記式を含む）
雇用保険被保険者氏名変更届
雇用保険の事業所の各種変更の届出
休業開始時賃金月額証明書
雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用再就職給付金）の申請
雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請
育児休業基本給付金の申請（初回申請含む）
雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付金受給資格確認（初回申請含む）
雇用保険の事業所の設置の届出
雇用保険の事業所の廃止の届出
雇用保険事業所非該当承認の申請
雇用保険育児休業給付（育児休業者職場復帰給付金）の申請
介護休業給付（介護休業給付金）の申請

制度上の手続名	制度上の手続名
確定保険料申告（海外派遣特別加入者）	労働保険料の還付請求
確定保険料申告（事務組合・末尾0～3、6～7）	事務組合報奨金交付
概算保険料申告（有期）	事務処理委託解除
増加概算保険料申告（有期）	口座振替納付書送付依頼（新規）
確定保険料申告（有期）	口座振替納付書送付依頼（変更）
年度更新申告	口座振替納付書送付依頼（解除）
年度更新申告（建設の事業）	確定保険料申告（事務組合・末尾4）
年度更新申告（立木の伐採の事業）	確定保険料申告（事務組合・末尾5）
年度更新申告（一人親方等団体）	確定保険料申告（事務組合・末尾8）
年度更新申告（海外派遣特別加入者）	

注)本表は平成23年11月末日現在の手続一覧です。